特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	今金町国民健康保険関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

今金町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人の個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の字体を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

今金町長

公表日

令和1年6月25日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険を賦課・徴収している。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①保険給付・資格管理 ②保険税の賦課・徴収
③システムの名称	1. 国民健康保険システム　2. 団体内統合宛名システム　3. 中間サーバ　4. 収納管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険情報ファイル、宛名情報ファイル、収納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法別表第一　項番30 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)　第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<提供> ○番号法第19条第7号 ○番号法別表第二 　項番1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93※第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含む項のうち、第四欄(特定個人情報)が「医療保険給付関係情報」である項 <照会> ○番号法別表第二 　項番42、43、44、45※第一欄(情報照会者)が「市町村長」である項又は「市町村長」を含む項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法」を含む項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	今金町税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長　山田　哲也

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	今金町(総務財政課庁内情報化推進グループ)　瀬棚郡今金町字今金48番地の1　0137-82-0111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	今金町(総務財政課庁内情報化推進グループ)　瀬棚郡今金町字今金48番地の1　0137-82-0111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一（16、30の項）	○番号法別表第一　項番30 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号）　第24条	事後	
令和1年6月25日	②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二（1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106の項）	<提供> ○番号法第19条第7号 ○番号法別表第二 項番1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93※第三欄（情報提供者）に「医療保険者」を含む項のうち、第四欄（特定個人情報）が「医療保険給付関係情報」である項 <照会> ○番号法別表第二 項番42、43、44、45※第一欄（情報照会者）が「市町村長」である項又は「市町村長」を含む項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法」を含む項	事後	
令和1年6月25日	②所属長の役職名	保健福祉課長　　北見　伸夫	保健福祉課長　　杉山　輝希	事後	
令和1年6月25日	請求先・連絡先	今金町（総務財政課総務グループ）　瀬棚郡今金町字今金48番地の1　0137-82-0111	今金町（総務財政課庁内情報化推進グループ）瀬棚郡今金町字今金48番地の1　0137-82-0111	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目を追加	事後	